

白岡市議会として、国(総務省)と埼玉県に意見書を直接手渡し、 火災からの早期復旧・復興に向け、支援を強く求めました

～提出先～

衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、埼玉県知事、埼玉県議会議長

令和7年5月6日発生の庁舎火災による被害に関する支援を求める意見書(要旨)

庁舎復旧には、莫大な予算が必要であり、火災に伴う突然の財政負担は、白岡市の財政上の大きな課題となっており、国、県の支援が必要です。

また、自然災害に起因した公共施設の復旧には、国からの種々の財政支援制度がありますが、火災に起因した公共施設の被害についても、自然災害時と同様に市民への行政サービス、災害対応拠点確保に大きな影響を与えることから、早期復旧のための柔軟な財政支援制度が必要です。

つきましては、こうした観点から、国、県におかれましては、行政機能、行政サービスの早期復旧のため、下記の措置が講じられるよう強く要請します。

記

- 1 火災復旧に要する資金に関し、自然災害時の復旧と同様に扱う等の柔軟な対応を講じること。
- 2 特別交付税に関し、自然災害時の復旧と同様に扱う等の柔軟な対応を講じること。
- 3 全国の地方自治体においても、当市と同様の火災が発生する蓋然性^{がいぜんせい}は否定できないことから、地方自治体の事務所(市役所、町村役場等)の火災被害についても、自然災害時と同様に行政機能の早期復旧を目的とした総合的支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年6月16日

市庁舎復旧・復興に伴う補正予算

仮庁舎設置、 駐車場確保の予算

問 プレハブ仮庁舎の設置に当たり、市施設の活用が一部にとどまっている理由は。また、プレハブ建設の公募は適切に行われるのか。

答 庁舎の復旧・復興は長期にわたるため、「市民サービスの維持」「職員執務環境の維持」「費用の抑制」の3つの柱を軸に仮庁舎の検討を進めてきた。公募は、地方自治法施行令に基づき随意契約とし、実績のある3社による見積り合わせを行い、契約者を決定する。

問 プレハブの費用を抑制するために、例えば、部屋の多目的利用や使い回しなど工夫したこと(工夫する予定)とは何か。

答 プレハブの大きさを最小限とするため、旧大山小学校に教育委員会の一部を配置するとともに、はびすしらおかに健康福祉部を集約した。また、会議室や相談室については、既存の公共施設をフル活用することとし、プレハブ建設における費用の抑制を図った。

問 本案により、プレハブを10年度まで使用して火災復旧及び庁舎改修等を行う予定となる。6月中に火災復旧方針の表明を。

答 職員駐車場のうち、北側の敷地は舗装し、南側の敷地はプレハブが撤去された後に、舗装して駐車場として利用する予定である。再建方針については、8月中に火災調査結果が出る予定であるため、9月の定例会で再建方針を説明できていると考えている。